

E = Eメール HP = ホームページ(10ページ)に詳しい内容を掲載しているもの

※費用、申し込み方法の記載がない場合は、それぞれ無料、当日会場へ行く催しです

お知らせ  
の見方

趣味・教養

スレジャー・ツ

子育て

暮らし

税

金

職員募集

福祉・健康

保険・年金

事業者向け

その他

広告

**勤務時間**①は8時45分～19時の間で6時間か7時間45分、②は12時～19時の間で週19時間まで、③は14時～18時か18時～21時の間で週19時間まで。

**対**①②は教員・保育士などの資格を持つ方(週1回程度21時まで勤務あり。応相談)、③は高卒以上の方。いずれも50人程度。

**申**履歴書(希望職種、①③は希望の勤務時間)を、7月17日(金)(必着)までに送付。選考あり。

**申**込先 青少年女性活動協会(ちえりあ内/12ページ) ☎(671) 4121

### 芸術文化財団正規職員

**業務文化・芸術に関する施設**の運営や企画、舞台の管理など。  
**勤務場所**芸術の森(13ページ)など。

**定**若干名。

**申**7月1日(水)から芸術の森、Kittara(12ページ)などで配布する申込書を、7月31日

(金)(消印有効)まで。選考あり。  
**問**芸術文化財団 ☎(521) 5114、HP

### 自衛官

申し込みは9月8日(火)まで。詳しくはお問い合わせを。

**種目**航空学生。

**対**高卒で21歳未満の方。

**問**自衛隊札幌地方協力本部 ☎(631) 5472、HP



### 老人福祉施設等整備事業者の募集説明会

**日**7月17日(金) ①特別養護老人ホーム 10時30分～12時

②介護老人保健施設 14時～15時30分。TKPガーデンシティ札幌駅前(中央区北2西2 TKP札幌ビル内)。

**対**来年度に①②の整備を希望する事業者60人。

**問**7月1日(水)から市役所3階介護保険課、HPで配布する申込書を、7月13日(月)から。(先着)  
**問**介護保険課 ☎(21) 2972

### 障がいのある方を円山動物園にご招待

障がいのある方と家族・介護者は無料です。障害者手帳などを持参してください。

**日**7月25日(土)17時30分～20時。  
**問**円山動物園(15ページ) ☎(621) 1426

**こぶし館の利用者募集**

**内**障がいのある就労希望の方に就労に向けた訓練を実施。

**問**こぶし館(白石区川北2254) ☎(874) 7836

**障がい者福祉施設などで製作した製品の販売**

**日**8月8日(土)、9日(日)10時～18時。

**所**イオン平岡店(清田区平岡3の5)。

**問**障がい福祉課 ☎(21) 2936  
**障がいのある方を対象としたパソコン講習**

**内**各種コースあり。9月3日(木)～25日(金)。全4回。

**所**身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。

**対**障がいのある20歳以上のパソコン初心者各6人。

**料**2千円。

**申**7月3日(金)から区役所などで配布する申込書を、7月31日(金)(必着)まで。(抽選)

### 医療費助成のお知らせ

市内に住民登録がある健康保険加入者で、以下の対象者に医療費を助成します。区役所保健福祉課で手続きが必要です。所得制限あり。なお、平成26年中の所得が限度額未満の場合、8月から新たに助成を受けられます。

**助成額** 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金、または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

#### <子ども医療費>

**対**中学生以下の子ども。小中学生は入院と訪問看護のみ。

#### <重度心身障がい者医療費>

**対**①1級～3級(3級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障がいに限る)の身体障害者手帳を持つ方、②知的障がいがあり、A判定の療育手帳を持つ方、③1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方(入院を除く)。

#### <ひとり親家庭等医療費>

**対**母子・父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子と、母子・父子家庭の親。父母は入院と訪問看護のみ。

**問**区役所(15ページ)の保健福祉課

**問**障がい者ITサポートセンター ☎(769) 0841  
**人工肛門・人工ぼうこうの方のための相談会**

**日**①7月12日(月)、②8月9日(日)。いずれも13時30分～16時。

**所**対①は手稲区民センター(手稲区前田1の11)、②は清田区民センター(清田区清田1の2)。人工肛門・人工ぼうこうの方とその家族。

**問**身体障害者福祉協会 ☎(641) 8853

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**障害者総合支援法の  
対象難病が拡大します**

7月から、障害福祉サービ  
スなどの対象となる難病の種  
類を32疾病に拡大します。詳  
しくはお問い合わせを。

**区役所(1階)の保健福祉課 HP**  
**心の輪を広げる体験作文・  
障害者週間ポスターを募集**

**内** 作文ⅡB 4判縦書き400字詰  
め原稿用紙。小中学生は2枚  
、4枚、高校生以上は4枚、  
6枚。ポスターⅡB 3判か四  
つ切り(縦長)。小中学生のみ。  
中学生は標語を入れても可。  
**申** 7月1日(水)から区役所、学  
校などで配布する応募用紙を、  
8月31日(月)(必着)まで。  
**問** 障がい福祉課(21) 2936

**家庭医学講座**

**内** ①骨粗しょう症の予防と治  
療②乳がんの治療と乳房再建  
いづれも個人相談あり。

**日** ①は8月1日(土)、②は9月  
5日(土)。いづれも13時30分。  
**所** 医師会館(中央区大通西19)。  
**問** 健康企画課(622) 5151

**精神療養講座**

**内** ①心の健康②精神障がい  
のある方が活用できる制度。

**日** ①は7月18日(土)、②は8月  
8日(土)。いづれも14時~16時。  
**所** WEST19(中央区大通西  
19)。

**問** 市コールセンター(22)  
4894  
**は** たらつ健康まつり

**内** 健康相談、骨量の測定など。  
**日** 7月22日(水)10時~15時。  
測定は14時まで。社会福祉総  
合センター(16階)。

**対** 60歳以上の方。  
**問** 清田老人福祉センター(85)  
8500

**医療受給者証の更新申請**

有効期限が9月30日(水)まで  
の指定難病、ウイルス性肝炎  
進行防止対策、橋本病重症患  
者対策医療受給者証をお持ち  
で、更新を希望する方は、9  
月30日(水)までにお住まいの区  
の保健センターへ申請してく  
ださい。

**問** 区役所(1階)の健康・子ど  
も課(ただし、東区は(71)  
3211)

**介護保険**



**介護保険負担割合証の送付**  
65歳以上で一定以上の所得  
がある方は、介護サービスの  
自己負担割合が2割になりま  
す。要介護(要支援)認定を  
受けている方には、自己負担  
割合(1割か2割)を記載し  
た「介護保険負担割合証」を

7月末に送付します。  
**問** 区役所(1階)の保健福祉課  
**国民健康保険**

**△保険料が決まりました**  
1年間の保険料は左表の①  
の合計となり、最高限度  
額は⑩⑪⑫となりました。

なお、一定の所得以下の世  
帯は、均等割額と平等割額が  
減額となる場合があります。

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の26年 中の所得から33万 円を差し引いた金 額の合計額 ×8.89%	④各加入者の26年 中の所得から33万 円を差し引いた金 額の合計額 ×2.91%	⑦40歳~64歳の各 加入者の26年中 の所得から33万 円を差し引いた金額の 合計額×3.05%
均等割額 (人数割額)	②16,730円 ×加入者数	⑤5,470円 ×加入者数	⑧6,460円×(40歳 ~64歳の加入者 数)
平等割額 (世帯割額)	③1世帯当たり 31,910円	⑥1世帯当たり 10,430円	⑨1世帯当たり 9,400円
最高限度額	⑩52万円	⑪17万円	⑫16万円

**△高齢受給者証の送付**

国民健康保険に加入している昭和15  
年8月2日~20年8月1日生  
まれの方には、7月下旬に送  
付します。また、昭和20年8  
月2日以降生まれの方には、  
70歳になる誕生日(1日生ま  
れの方は誕生日の前月)中に  
送付します。  
**△高額療養費限度額適用認定  
証などの交付**

**後期高齢者医療制度**

病院などの窓口で支払う医  
療費の支払額が自己負担限度  
額までとなる限度額適用認定  
証(住民税非課税世帯の方は、  
食事代の減額認定を兼ねた認  
定証)を交付します。保険証  
を持参して申請してください。  
**△国民健康保険料の滞納がな  
い69歳以下の方、70歳以上の  
住民税非課税世帯の方。**  
**問** 区役所(1階)の保険年金課

**△新しい保険証の送付**

7月下旬に送付します。有  
効期間は1年間です。

**△減額認定証の交付**

病院などの窓口で支払う医  
療費や食事代が減額される  
「限度額適用・標準負担額減額  
認定証」を交付します。対象  
は市民税非課税世帯に属する  
被保険者です。有効期限が7  
月31日(金)までで、27年度も非  
課税世帯と確認できる方には、  
新しい認定証を7月末までに  
送付します。所得が確認でき  
ない場合は申請が必要です。

**国民年金**

**△保険料免除のご相談を**

第1号被保険者で、保険料  
の納付が困難な方には、申請  
により保険料の全額または一  
部が免除となる場合があります。  
20代の方には、申請し承  
認されると納付が猶予される、



**人  
材育  
成講  
座**

**△①女性のためのカフェ起業**  
内 カフェ経営の実践例など。  
**日** 7月26日(日)~28日(火)13時30  
分~16時30分と、29日(水)~8  
月4日(火)まで1日。全4回。  
**所** エルプラザ(14階)など。  
**対** 求職中の女性20人。

**△②観光客おもてなし実践セ  
ミナー**



**内** 観光業界のおもてなし戦  
略など。7月28日(火)~11月26日  
(木)10時~17時。全6回。  
**所** 北海道経済センタービル  
(中央区北1西2)。  
**対** 企業、事業主、観光関連業  
界に勤務する方30社。